

令和元年度地域活性化助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人淡路島くうみ協会（以下「協会」という。）が、新しい淡路島づくりに向けて地域活性化を図る事業を実施しようとする団体等へ助成金（以下、「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

(助成対象事業)

第2条 助成対象事業は、次の各号に掲げる要件全てに適合する事業とする。

- (1) 淡路島の地域活性化を図ることを目的として実施されるまちおこし事業、地域交流事業、文化・芸術事業又は「国生みの島」（国生み神話、御食国、日本遺産等）をテーマとした事業等（以下、「地域活性化事業」という。）
- (2) 収益を目的としない事業
- (3) 政治的、宗教的活動を目的としない事業
- (4) 県・市及び県・市の関係団体が実施する他の助成金と重複しない事業
- (5) 平成31年4月1日から令和2年3月31日の間に実施する事業

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、次の各号に掲げる要件全てに適合する団体とする。

- (1) 淡路島内で地域活性化事業を行う者であること。
- (2) 当該事業を遂行するために十分な能力を有すること。
- (3) 過去に助成事業者として不適当と認められる行為がないこと。

(助成金額)

第4条 事業計画に基づく助成対象経費に対して交付するものとする。ただし、20万円を限度額とする。

- 2 前項に定める助成対象経費とは、助成する事業に関する経費のうち助成期間中に支出し、かつその目的である物品の引渡しや役務の提供が完了したものであること。ただし、食糧費及び備品費等は除くものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）及び添付書類を募集期間内に協会に提出しなければならない。

- 2 協会は、前項に規定する書類のほか、必要と認める書類の提出や事業の説明を当該助成金の交付申請をした者（以下、「申請者」という。）に命ずることがある。

(審査及び通知)

第6条 協会は前条第1項の規定に基づき提出のあった申請について審査会を設けて審査し、助成の対象として採択すべきか否かを決定する。

- 2 前項の審査の結果、採択となった申請者には助成金交付決定通知書(様式第2号)に

より当該助成金の交付の通知をする。また、不採択となった申請者には交付申請の審査結果について(様式第3号)により通知をする。

3 第1項に規定する審査会の組織は、別表1に掲げる者を充てる。

(助成事業の内容変更又は廃止)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下、「助成事業者」という。)は、同条の規定により助成金の交付決定を受けた事業(以下、「助成事業」という。)の内容変更又は廃止を行おうとする場合は、助成事業内容変更承認申請書(様式第4号)又は助成事業廃止承認申請書(様式第5号)を協会に提出しなければならない。

2 協会は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を助成事業内容変更承認通知書(様式第6号)又は助成事業廃止承認通知書(様式第7号)により当該申請を行った者に通知する。

(事業の遂行状況報告)

第8条 助成事業者は、協会が特に必要と認め、助成事業の遂行状況について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

(実績報告)

第9条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、事業完了日から起算して1ヶ月を経過した日、又は翌会計年度の4月14日のいずれか早い日までに助成事業実績報告書(様式第8号)及び添付書類を協会に提出しなければならない。

(是正措置)

第10条 協会は、助成事業の実施状況が適正でないと認められる場合及び助成事業の成果が認められない場合は、助成事業者に対して、当該事業の実施に関し、是正措置を行うよう指示することがある。

この場合、助成事業者は、その指示に従って適正な措置を行わなければならない。

2 助成事業者は、前項の是正措置を完了したときは、遅滞なくその内容を報告しなければならない。

(助成額の確定)

第11条 協会は、助成事業の実績報告があった場合において、助成事業が適正に実施されており、かつ、その成果が認められるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(様式第9号)により助成事業者に通知する。

(助成金の請求)

第12条 助成事業者は、前条に規定する助成金確定通知書に基づき、助成金請求書(様式第10号)により協会に対して助成金の請求を行う。

2 前項の規定にかかわらず、協会が必要であると認めたときは、助成事業者は、概算払を請求することができる。

(助成金の交付決定の取消し)

第13条 協会は、助成事業者が次の各号の一に該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取消すことがある。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 前項の取消しの決定を行った場合は、その旨を助成金交付決定取消通知書(様式第11号)により通知する。

(助成金の返還)

第14条 協会は、前条の第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 協会は、第11条の額の確定を行った場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(帳簿の備え付け)

第15条 助成事業者は、当該助成事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該助成事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 助成事業者は、当該助成事業により取得し、又は効用の増加した財産を、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供する場合は、あらかじめ協会の承認を受けなければならない。

附 則

この要綱は、平成31年1月28日から施行する。

別表 1

(一財)淡路島くとうみ協会	副理事長
	専務理事
	事務局長